

●会員に対する処分の執行について

当該会員に対して、会則第54条の2第1項及び第4項に基づき、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第54条の2第9項及び会令第91号「継続研修義務不履行者への処分に係る公表に関する規則」によりその旨を掲載します。

記

1. 処分を受けた会員の氏名及び登録番号

唐木 浄治 会員（登録第7729号）

2. 処分の方法

権利停止6月（会則第54条の2第2項第2号）

3. 処分の執行日

平成29年3月31日

4. 処分の理由の概要

(1) 処分の理由：継続研修義務不履行

(2) 適用条項：弁理士法第31条の2（研修）、
会則第57条第2項（継続研修）

(3) 履修期間：

Aグループ 平成21年4月1日～平成26年3月31日

(4) 履修状況：

不足しているAグループの単位数 48単位